学校法人大阪国際学園寄附行為

昭和 26 年 3 月 13 日　認可
大阪国際学園規程 第 101 号
施行　令和 6 年 9 月 27 日

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、学校法人大阪国際学園と称する。
（事務所）
第２条　この法人は、事務所を大阪府守口市藤田町６丁目２１番５７号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）
第３条　この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育及び保育を行うことを目的とする。
（設置する学校）
第４条　この法人は、前条の目的を達するため、次に掲げる学校を設置する。
（１）大阪国際大学　大学院　経営情報学研究科
　　経営経済学部　経営学科・
　　経済学科
　　人間科学部　心理コミュニケーション学科・
　　人間健康科学科・
　　スポーツ行動学科
　　国際教養学部　国際コミュニケーション学科・
　　国際観光学科
（２）大阪国際大学短期大学部　栄養学科、ライフデザイン学科、幼児保育学科
（３）大阪国際高等学校　全日制課程　普通科
（４）大阪国際中学校
（５）幼保連携型認定こども園 大阪国際大和田幼稚園

第３章　役員及び理事会

（役員）
第５条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　１０人
（２）監事　　２人
２　理事のうち１人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の解任は、理事総数の３分の２以上出席した理事会において、理事総数の３分の２以上の議決によりこれを行うことができる。
（理事の選任）
第６条　理事は、次の各号に掲げる者とする。
（１）学校法人帝国学園の設立者の縁故者の中から理事会において選任した者　１人
（２）学長のうちから理事会において選任した者　１人
（３）校長及び園長のうちから理事会において選任した者　１人
（４）評議員のうちから評議員会において選任した者　４人
（５）学識経験者のうちから理事会において選任した者　３人
２　前項第１号から第３号までの中、各号を兼務する者がある場合の理事の定数は、第５条

第１項第１号の理事の数から兼務数を減じた数とする。
３　第１項第２号・第３号及び第４号に規定する理事で、その選任の条件となっている職位を退いたときは、理事の職を失うものとする。
（監事の選任）
第７条　監事は、この法人の理事、職員（学長・校長・教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
２　前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。
（役員の選任の制限）
第８条　この法人の役員の選任にあたって、その役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が１人を超えて含まれることになってはならない。
（役員の任期）
第９条　役員（第６条第１項第２号及び第３号の理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は２年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
２　役員は、再任されることができる。
３　役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。
（役員の補充）
第 10 条　理事又は監事のうち、その定数の５分の１を超える者が欠けたときは、１月以内に補充しなければならない。
（役員の解任及び退任）
第 11 条　役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の４分の３以上出席した理事会において、理事総数の４分の３以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。
（１）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき
（２）心身の故障のため職務を執ることができないとき
（３）職務上の義務に著しく違反したとき
（４）役員たるに適しない非行があると認められるとき
２　役員は次の事由によって退任する。
（１）任期の満了
（２）辞任
（３）死亡
（４）私立学校法第３８条第８項第１号又は第２号に掲げる事由に該当するに至ったとき
（理事長の職務）
第 12 条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
（理事の代表権の制限）
第 13 条　理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
（理事長の職務の代理等）
第 14 条　理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した理事が、その職務を代理し、又はその職務を行う。
（監事の職務）
第 15 条　監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
（１）この法人の業務を監査すること。
（２）この法人の財産の状況を監査すること。
（３）この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
（４）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監

査報告書を作成し、当該会計年度終了後、２月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
（５）第１号から第３号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
（６）前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
（７）この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
２　前項第６号の請求があった日から５日以内に、その請求があった日から２週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
３　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。
（理事会）
第 16 条　この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。
２　理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
３　理事会は、理事長が招集する。
４　理事長は、理事総数の３分の２以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から７日以内に、これを招集しなければならない。
５　理事長は、前条第６号に基づき、監事から理事会の招集を請求された場合には、速やかにこれを招集しなければならない。
６　理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
７　前項の通知は、会議の７日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本項の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
８　理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
９　理事長が第４項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
10　前条第２項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
11　理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合のほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第１４項の規定による除斥のため、過半数に達しないときはこの限りでない。
12　前項の場合において、理事会に付議される事項につき、書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
13　理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
14　理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第 17 条　議長は、理事会の開催の場所、日時、議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。
２　議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事２人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
３　利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなけれ

ばならない。

第４章　評議員会及び評議員

（評議員会）

第 18 条　この法人に評議員会を置く。

２　評議員会は、２１人以上２７人以内の評議員をもって組織する。

３　評議員会は、理事長が招集する。

４　理事長は、評議員総数の３分の１以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から２０日以内に、これを招集しなければならない。

５　理事長は、第１５条第６号に基づき、監事から評議員会の招集を請求された場合には、速やかにこれを招集しなければならない。

６　評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

７　前項の通知は、会議の７日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本項の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。

８　評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。

９　評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第１３項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10　前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11　評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12　議長は、評議員として議決に加わることができない。

13　評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

（議事録）

第 19 条　第 17 条第１項及び第２項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第２項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

（諮問事項）

第 20 条　次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

（１）予算及び事業計画

（２）事業に関する中期的な計画

（３）借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

（４）役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準

（５）予算外の重要なる義務の負担又は権利の放棄

（６）寄附行為の変更

（７）合併

（８）目的たる事業の成功の不能による解散

（９）寄附金品の募集に関する事項

（10）その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めるもの

（評議員会の意見具申等）

第 21 条　評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、

役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

（評議員の選任）

第22条　評議員は、次の各号に掲げる者とする。

（１）この法人の職員で、理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者　９人以上１１人以内

（２）この法人の設置する学校（従前の帝国高等女学校を含む。）を卒業した者で年令25年以上の者のうちから、理事会において選任した者　２人以上４人以内

（３）学識経験者のうちから理事会において選任した者　１０人以上１２人以内

２　前項第１号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

（任期）

第23条　評議員の任期は２年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

２　評議員は、再任されることができる。

３　評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

（評議員の解任及び退任）

第24条　評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の３分の２以上の議決により、これを解任することができる。

（１）法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

（２）心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

（３）評議員たるに適しない非行があると認められるとき

２　評議員は次の事由によって退任する。

（１）任期の満了

（２）辞任

（３）死亡

第５章　資産及び会計

（資産）

第25条　この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

（資産の区分）

第26条　この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

２　基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

３　運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

４　寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

（基本財産の処分の制限）

第27条　基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の３分の２以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

（積立金の保管）

第28条　基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

（経費の支弁）

第29条　この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって

支弁する。

（会計）

第30条　この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

（予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画）

第31条　この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成して、理事会において出席した理事の３分の２以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

２　この法人は、事業に関する中期的な計画を作成しなければならない。

（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）

第32条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の３分の２以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても同様とする。

（決算及び実績の報告）

第33条　この法人の決算は、毎会計年度終了後２月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

２　理事長は、毎会計年度終了後２月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

３　学校会計の決算上剰余金を生じたときは、その一部又は全部を基本財産若しくは運用財産中の積立金に編入し、又は次会計年度に繰り越しするものとする。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第34条　この法人は、毎会計年度終了後２月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

２　この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

３　前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第35条　この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

⑴　寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき　寄附行為の内容

⑵　監査報告書を作成したとき　当該監査報告書の内容

⑶　財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき　これらの書類の内容

⑷　役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき　当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第36条　役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第37条　この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後３月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第38条　この法人の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終るものとする。

第６章　解散及び合併

（解散）

第 39 条　この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

（１）理事会における理事総数の３分の２以上の議決及び評議員会の議決

（２）この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の３分の２以上の議決

（３）合併

（４）破産

（５）文部科学大臣の解散命令

２　前項第１号の事由による解散にあっては、文部科学大臣の認可を、同項第２号の事由による解散にあっては、文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第 40 条　この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の３分の２以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第 41 条　この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の３分の２以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第７章　寄附行為の変更

（寄附行為の変更）

第 42 条　この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の３分の２以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

２　私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の３分の２以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第８章　補則

（書類及び帳簿の備付け）

第 43 条　この法人は、第 34 条第２項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

（１）役員及び評議員の履歴書

（２）収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

（３）その他必要な書類及び帳簿

（公告の方法）

第 44 条　この法人の公告は、大阪国際学園の掲示場に掲示して行う。

（責任の免除）

第 45 条　役員が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

（責任限定契約）

第 46 条　理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について、この法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、私立学校法において準用する

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律で定める額（以下「最低責任限度額」という。）を上限にこの法人があらかじめ定めた額と、最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

（施行細則）

第 47 条　この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附　則

この法人の組織変更当初の役員は次のとおりとする。

理事（理事長）　奥 田　政 三
理　　事　原 田　　憲
理　　事　小 林　菊 治 郎
理　　事　奥 田　せ つ
理　　事　横 坂　政 太 郎
監　　事　徳 山　順 一
監　　事　浅 岡　純 吉

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 26 年 3 月 13 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 26 年 8 月 29 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 37 年 1 月 20 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 37 年 12 月 18 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 39 年 5 月 27 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 40 年 1 月 25 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 51 年 1 月 10 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 52 年 2 月 22 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 53 年 2 月 13 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 58 年 12 月 22 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 59 年 6 月 2 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 61 年 4 月 10 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 62 年 12 月 23 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 63 年 4 月 15 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部大臣認可の日（昭和 63 年 11 月 21 日）から施行する。

附　則
この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成２年 4 月 25 日）から施行する。
附　則
この寄附行為は平成２年 8 月 6 日から施行する。
附　則
平成３年 12 月 20 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成４年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成４年 8 月 18 日）から施行する。
附　則
平成５年 2 月 24 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成５年 4 月 1 日から施行する。
附　則
平成５年 3 月 19 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成５年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成５年 8 月 24 日）から施行する。
附　則
この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成７年 7 月 4 日）から施行する。
附　則
この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成７年 8 月 16 日）から施行する。
附　則
平成８年 3 月 11 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成８年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成８年 12 月 19 日）から施行する。
附　則
この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成９年 12 月 19 日）から施行する。
附　則
平成９年 9 月 24 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
（大阪国際女子大学 人間科学部 コミュニケーション学科の存続に関する経過措置）
大阪国際女子大学 人間科学部 コミュニケーション学科は、改正後の寄附行為第４条第２号の規定にかかわらず、平成 10 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
附　則
この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成 11 年 12 月 22 日）から施行する。
附　則
平成 11 年 5 月 26 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
（大阪国際大学　政経学部　政経学科の存続に関する経過措置）
大阪国際大学　政経学部　政経学科は､改正後の寄附行為第４条第１号の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日に当該学部に在学する者が当該学部に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
附　則
この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 13 年 11 月 20 日）から施行する。
附　則
平成 13 年 8 月 1 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
平成 13 年 10 月 30 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
附　則
この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 14 年 9 月 13 日）から施行する。
ただし、この寄附行為の認可時に在任する役員及び評議員の任期は、第９条第１項及び

第２３条第１項の規定にかかわらず、平成１６年５月末日までとする。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 16 年 3 月 30 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（大阪国際大学短期大学部　幼児教育科の存続に関する経過措置）

大阪国際大学短期大学部　幼児教育科は、改正後の寄附行為第 4 条第 3 号の規定にかかわらず、平成 17 年 3 月 31 日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 17 年 9 月 12 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 20 年 9 月 22 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成 22 年 5 月 28 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成 23 年 5 月 27 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成 24 年 5 月 29 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成 25 年 6 月 4 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成 26 年 5 月 27 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成 27 年 5 月 26 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 27 年 8 月 17 日）から施行する。

附　則

この寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和元年 5 月 30 日から施行する。

附　則

令和 2 年 3 月 24 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和 3 年 6 月 22 日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和4年4月1日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和4年5月26日から施行する。

附　則

この寄附行為は、令和6年5月30日から施行する。

附　則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和6年9月27日）から施行する。